

【安全対策情報】セブ州犯罪統計（2024年10月～12月）

【ポイント】

●当館管轄区域（ビサヤ地域）に関する一般犯罪等に関する情報をお知らせいたします。当地における安全対策をご検討される際の参考としてください。

【本文】

1 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

(1) フィリピン国家警察第7管区によるセブ州の犯罪統計によれば、2024年10月～12月における犯罪発生件数は、以下のとおりです。前期（2024年7月～9月）と比べ殺人、強制性交、強盗の発生件数が増加しています。犯罪発生率は日本と比較して総じて高い傾向にあると言われておりますのでご注意ください。

(2) マニラ首都圏内（マカティ市等）にて、拳銃もしくは拳銃のようなものを使用した強盗事件の発生が相次いでおり、複数の日本人が被害に遭っております。中には、強盗犯から発砲を受け、負傷した事案も発生しています。フィリピンでは、日本と異なり、許可を得れば一般人でも銃の所持・携行が認められているほか、未登録の銃器や密造銃も広く出回っており、銃器を用いた犯罪が多発しています。銃器を使用した犯罪事例は過去セブ州においても確認されておりますので、十分ご注意ください。

(3) セブ3都市（セブ市、マンダウエ市及びラプラプ市）においては、日本人観光客が窃盗やスリ被害に遭う事案が頻発しています。被害を防止するためには、日本人は狙われる対象となりやすいことを自覚して、自身の持ち物から目をそらさないよう十分注意してください。

(4) 旅行者や短期滞在者の方が現地でバイクを運転中に交通事故に遭った事案が報告されています。フィリピンは日本と比べて交通ルールやマナーに対する意識が非常に希薄であることに加え、道路の陥没や未舗装の場所が多いなど、慣れない日本人にはとっては非常に危険です。日本にいる時以上に慎重な運転を心がけてください。

(5) レストランで席取りのために置いておいたカバンが置き引きに遭った、帰国前にパスポートを探したが見つからない、外出中に気づいたらカバンから無くなっていた等により、パスポートの再発行を相談される事案が多発しております。パスポートの再発行には戸籍謄本（6ヶ月以内に発行されたもの：原本）やポリスレポート等が必要です。加えて、再発行後にフィリピン入管での手続きもあり、一定の時間と労力、予期せぬ帰国日の日程変更による経済的な負担を要します。改めてパスポートの所在を再確認いただくとともに、携行して外出する際には紛失や盗難に遭わないよう最大限の注意を払ってください。

参考：https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000289.html#%E7%B4%9B%E5%A4%B1

【セブ州及びセブ3都市の犯罪統計：2024年10月～12月期】

- 殺人（含む未遂）：58件（前期49件）
（58件中セブ、マンダウエ、ラプラブの3市で26件）
- 傷害：107件（前期126件）
（107件中、上記3市で46件）
- 強姦性交：48件（前期42件）
（48件中、上記3市で19件）
- 強盗：74件（前期68件）
（74件中、上記3市で26件）
- 窃盗：213件（前期223件）
（213件中、上記3市で137件）

2 テロ・爆弾事件発生状況

日本人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

3 誘拐・脅迫事件発生状況

日本人を被害者とする事件の発生状況は認められません。

4 日本企業の安全に関する諸問題

フィリピンにおいては一般的に、企業及び個人に対する恐喝、脅迫、誘拐等が少なくなく、セブにおいても日系企業（社員）や関連企業（現地法人）に対する恐喝や不審電話等が報告されることがあります。進出日系企業関係者は、企業及び社員の安全に関し常時注意してください。

5 下記も併せてご参照、ご活用ください。

- 在セブ総領事館作成「セブにおける安全対策（安全の手引き）」（2024年6月版）
<https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/files/100693920.pdf>
- 在フィリピン日本大使館作成「フィリピンにおける安全対策（安全の手引き）」（2024年6月版）
<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100336435.pdf>
- 外務省領事局邦人テロ対策室作成「海外赴任者のための安全対策小読本」
https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/pamph_08.pdf
- 外務省・海外安全ホームページ（危険情報：フィリピン）
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0
- 安全対策基礎データ（フィリピン）
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_013.html

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録された方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3 か月以上の滞在）の届出（法律上の義務）、又はたびレジ（3 か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：（市外局番 032） 231-7321

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html